

マダガスカルにおける模倣品の現状 および対策

Spoor & Fisher

Wayne Meiring
(弁護士)



Spoor & Fisher は 1920 年に南アフリカで設立された知財専門法律事務所である。現在、約 60 名の弁護士および 250 名以上のスタッフを抱える。業務範囲は広域であり、南アフリカを含めたアフリカ諸国、中東諸国およびカリブ海諸国に及んでいる。Meiring 氏は、主にアフリカ諸国の知的財産分野を専門とする弁護士として 25 年以上のキャリアを有している。

マダガスカルにおける模倣品対策は、様々な法律に取り上げられている。本文では、これらの法律について個別に考察していく。

1. 商標法

1989 年 7 月 31 日付けのマダガスカルにおける産業財産保護制度を創設する法令第 89-019 号は、マダガスカルにおける主要な知的財産法である。この法令は特許、意匠、商標、商号および不正競争について取り上げている。

模倣品に関して、この法令の最も重要な側面を下記に示す。

(1)商標は幅広く定義されている

本法令は、商標にラベル、色彩、デザイン、図形およびスローガンが含まれることを認めている。

(2)需要者による混同を防止しなければならないことを認めている

第 66 条の規定に従い、登録商標の商標権者は、「当該商標の登録対象である商品もしくは役務に関して、または公衆の誤認を生じるおそれのある他の類似商品もしくは役務に関して、他者が公衆を誤認させる方法で当該商標またはこれと類似の商標もしくは商号を商業目的で使用すること」を阻止する権利を有する。

(3)希釈化を防止すべきであることを認めている

本法令の規定に従い、登録商標の商標権者は、「当該商標権者に不利益を及ぼすおそれのある状況において、正当な理由のない当該商標またはこれと類似の商標もしくは商号のあらゆる使用」を阻止することができる。

(4)商標権者の権利を制限する

本法令は、商標権者が登録商標を根拠に、名前、住所、ペンネーム、地名および記述的標章の善意の使用を阻止できないことを明確にしている。さらに商標権者は、並行輸入の場合に、真正商品への当該商標の使用を阻止する権利もない。最後に、商品の比較を目的とした比較広告において、不当表示とならないように他人の商標を使用することを適法とする規定も存在する。

(5)商標権者による黙認または不作為は不利益な結果をもたらす

第70条の規定に従い、「自己の商標の偽造、模倣または侵害などの悪用を防止する措置を講じることなく、自己の商標が公有化または一般名称化することを容認した者は、商標に関する自己の権利を失う」。

(6)ライセンシーが侵害訴訟を提起することを認めている

第87条の規定に従い、登録されたライセンシーは侵害訴訟を提起するよう商標権者に要求することができる。商標権者が3か月以内に訴訟を提起しない場合、ライセンシーは自ら訴訟を提起できる。

(7)商標権侵害は犯罪である

第84条に従い、「商標権の侵害は、6か月から3年の拘禁または罰金を科せられる犯罪とみなされる」。再犯の場合、刑罰（拘禁期間、罰金の両方）は二倍になる。

(8)商品の押収を要求することができる

第85条に従い、「登録商標の商標権者は、自己の登録証の提出による簡単な請求をもって、侵害が生じた場所の裁判所の裁判長により出された押収命令に基づき、

執行官または法務官に対し、押収するかどうかを問わず、必要な場合は弁護士の助力を得て、被疑侵害商標を付した商品の特定および真贋鑑定を行い、侵害品の押収をするよう要求することができる」。

押収に関して、本法令は次のように定めている。

(a)押収命令が出される前に、商標権者は補償金を供託する必要がある。

(b)押収されたすべての商品詳細の写しを被疑侵害者に引き渡さなければならない。そうしない場合、押収は無効となり、執行官または法務官に対して損害賠償が請求される。

(c)商標権者は押収から 1 ヶ月以内に訴訟を提起しなければならない－第 85 条 (4)項。

(d)裁判所は「侵害と確認された商標を付している」商品の没収を命じることができる－第 86 条。これらの没収品は、侵害者からの侵害品に対する損害賠償を受けることなく、商標権者に引き渡される。

2. 著作権法

1995 年 9 月 18 日付けの著作および芸術財産に関して規定された法令第 94-036 号は、著作物に 70 年間の著作権保護が与えられると規定している。模倣品は直接的には取り上げられていないが、製品ラベルまたは外装は著作権により保護される可能性が十分にあることを指摘しておきたい。

3. 関税法

関税に関して規定された法令第 94-036 号第 6 章第 2 条において、商標模倣品および海賊版に関する禁止規定が含まれている。

4. 税関

税関に対して、模倣品を通関港でまたは市場において押収するよう要求することが可能である。ただし、下記の点に留意すべきである。

(a)税関の捜査能力は極めて限られている。

(b)税関は模倣品を押収する権利を有しており、独自に（つまり商標権者からの請求がなくても）押収することが可能であるが、裁判所からの命令がない限り、押収品を1ヵ月を超えて留置することはできない。

(c)法律上、税関に商標を登録することは可能である。つまり、商標に関して予想される模倣品を監視するよう税関に要求することは可能である。ただし、実際問題として、税関は模倣品に対する理解が不足しているため、模倣品の真贋判定には商標権者の協力を基にした訓練が必要である。

5. 裁判所

マダガスカルにおいて、模倣品を効果的に取り締まるには、基本的に訴訟を提起する必要がある。なお、マダガスカルには、知的財産専門の裁判所は存在しない。知的財産権侵害事件は、裁判所の商事部に提起される傾向があり、控訴は通常の控訴裁判所に提起される。また、マダガスカルは、フランスに見られるような糾問主義を採用している。その特徴として、裁判所が執行官(huissier)を任命して審問、調査および証拠収集を行わせること、さらに裁判官が双方の当事者を尋問し、訴訟手続において積極的な役割を果たす。

なお、訴訟提起に際しては、次の問題点があることを認識しておく必要がある。

(a)実際に、これまでマダガスカルで提起された知的財産訴訟はごく僅かであり、判例が公表されておらず、報告されている判決もない。

(b)マダガスカルにおける訴訟は、明確な事件でさえ、かなりの時間を要する。

(c)マダガスカルにおける訴訟費用は高く、凡そ12,000から15,000英ポンドを要する。

(d)訴訟費用が裁定される可能性は低く、裁定されたとしても、支払われない場合には打つ手がない。

結論

マダガスカルは、模倣品問題に遭遇した商標権者にとって、極めて有益な規定を盛り込んでいるものの、現実問題として模倣品を効果的に取り締まるのは非常に難しい。管轄当局が模倣品を取り締まってくれることを期待したいが、ほぼ常に訴訟を提起する必要がある。

(編集協力：日本技術貿易株式会社)